

令和5年4月から「身体拘束廃止未実施減算」の要件が変わります。

障がい福祉サービス事業者及び障がい児通所支援サービス事業所におかれましては、やむを得ず身体拘束を実施する際は、「切迫性」「非代替性」「一時性」を念頭に置きながら、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について記録いただいているかと存じます。

現状、身体拘束を実施しているにもかかわらず、身体拘束の記録を残していないと、「身体拘束廃止未実施減算」に該当し、実地指導で判明した場合、当該減算を行うよう指示しております。

そうした中、令和5年4月から「身体拘束廃止未実施減算」の要件が追加され、身体拘束の対象者がいなくても、事業所側で身体拘束に対応できる体制が整っていない場合、減算の対象となります。以下、①から③が追加された要件となりますので、今一度ご確認ください。

①

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**定期的に(年1回以上)**開催し、その結果について従業者へ周知徹底を図ること。

委員会とは、事業所内で発生している身体拘束等について、その状況等を分析、報告する場です。以下の内容を議題とします。

- ア. 身体拘束等を報告するための様式を整備すること。
- イ. 身体拘束等の発生ごとに状況を記録し、報告すること。
- ウ. イで報告された事例を集計し、分析すること。
- エ. 身体拘束の発生状況を分析し、発生原因、結果を取りまとめ適正性と適正化策を検討すること。
- オ. 報告された事例及び分析結果を従業者に周知すること。
- カ. 適正化策を講じた後に、その効果について検討すること。

- ・専任の身体拘束等適正化担当者を置いてください。
- ・他の委員会と一体的に設置することは可能ですが、身体拘束等を検討したことが分かるように記録を残してください。
- ・委員会の記録について、いつ誰が参加し、どのような話し合いが行われたか分かるように残してください。検討の上、議題なしでもよいですが、その場合も必ず記録は残してください。

②

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

指針とは、事業所としての身体拘束等に対する考え方や対応方法を定めたものです。以下の内容を盛り込みます。

- ア. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・委員会、研修の実施方法について、事業所ごとで形式(頻度、構成者、対面、書面等)が異なるかと存じますので、指針のイ、ウでそのことを定めておいてください。
- ・指針の力が漏れていることが多いため、再度確認をお願いいたします。

③

身体拘束等の適正化のための研修を**定期的に(年1回以上)**実施すること。

研修とは、従業員の身体拘束等に関する知識、スキルを高め、実際に身体拘束等に接する際に、適切に対処できる力をつける目的に行うものです。

- ・②の指針に沿った形で研修を実施してください。研修には対面、書面、オンライン等様々な形式がありますが、どのような形式でも問題ありません。記録を適切に残してください。
- ・記録にはいつ誰が受講し、どのような内容が行われたか分かるように残してください。
- ・虐待防止の研修と一体で行っていただいてもかまいませんが、必ず身体拘束も含まれていることが分かるように記録を残してください。
- ・定期的な研修とは別に新規に採用した従業者に対し、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施してください。

○ 参考Q&A(令和3年度報酬改定 問18)

Q	身体拘束廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。
A	直近1年で考える。
備考	実地指導では実施日から遡って1年以内に委員会、研修を実施しているか確認します。もしその期間に委員会、研修を実施していない場合、減算となる恐れがあります。そのため、 年1回実施の場合、毎年同じ月に開催するとよいと考えます。

○ 身体拘束廃止未実施減算 5単位/日

利用者全員について、当該減算に該当する事実が生じた月(実地指導を行った月)の翌月から、3月後に改善計画に基づく改善状況を岡崎市に報告し、その改善が認められた月まで適用となります。

○ 「身体拘束廃止未実施減算」対象サービス事業所一覧

訪問系サービス	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
通所系サービス	療養介護	生活介護	自立訓練(生活訓練)	自立訓練(機能訓練)
就労系サービス	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
宿泊系サービス 施設系サービス	短期入所	宿泊型自立訓練	共同生活援助	
	施設入所支援	障がい児入所支援	医療型障がい児入所支援	
通所支援サービス	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援

○ 「身体拘束廃止未実施減算」対象外サービス事業所一覧

障がいサービス	就労定着支援	自立生活援助		
相談系サービス	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援